

○標準計算

(1)戸建て住宅

(単位:円、消費税込)

	一般	確認併願	性能評価等併願
～ 200㎡未満	35,000	34,000	15,000
200㎡以上	39,000	38,000	15,000

(2)共同住宅等

(単位:円、消費税込)

	一般	確認併願	性能評価等併願
～ 300㎡未満	68,000	67,000	15,000/住戸
300㎡ ～ 2,000㎡未満	111,000	110,000	15,000/住戸

○たすき掛け(仕様併用)計算

(1)戸建て住宅

(単位:円、消費税込)

	一般	確認併願	性能評価等併願
～ 200㎡未満	27,000	26,000	15,000
200㎡以上	29,000	28,000	15,000

(2)共同住宅等

(単位:円、消費税込)

	一般	確認併願	性能評価等併願
～ 300㎡未満	51,000	50,000	15,000/住戸
300㎡ ～ 2,000㎡未満	83,000	82,000	15,000/住戸

1. 兼用住宅、併用住宅等については、戸建て住宅の料金と非住宅建築物の料金の合計とします。
2. 共用部分を評価する場合は、100,000円(税込み)とします。
3. 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とします。
ただし、次の場合は上記の料金とします。
 - ①用途の分類を変更する場合
 - ②評価方法の変更(標準計算⇔仕様基準 等)
 - ③直前の判定を当センター以外の機関等から受けている場合
 なお、審査を伴わない変更申請については、2,200円(税込み)とします。
4. 通知書の交付前までに大規模な計画変更を行う場合の再申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とします。
5. 軽微変更該当証明の申請(軽微な変更ルートC)に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とします。ただし、直前の判定を当センター以外の機関等から受けている場合は上表の料金とします。
6. 軽微な変更ルートA及びBに係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.2 を乗じた額(1,000円未満は、切り捨て)とします。
7. 適合判定通知書、軽微変更該当証明書を再発行する場合は、1通につき 2,200円(税込)とします。

※以上の料金に該当しない場合は、別途相談とします。